

実際にどのくらい税金の額がかわるの？

モデルケースを紹介するので、参考にしてください。

ケース① 本人70歳(年金収入245万)、妻68歳(年金収入90万円)

	平成17年度		平成18年度	
	所得税	住民税	所得税	住民税
公的年金収入①	2,450,000		2,450,000	
公的年金控除②	1,400,000		1,200,000	
雑所得③(①-②)	1,050,000		1,250,000	
社会保険料控除④	165,000		165,000	
配偶者控除⑤	380,000	330,000	380,000	330,000
老年者控除⑥	500,000	480,000	0	0
基礎控除⑦	380,000	330,000	380,000	330,000
所得控除合計⑧(④~⑦)	1,425,000	1,305,000	925,000	825,000
課税標準額⑨(③-⑧)	0	0	325,000	425,000
税額	0	0	26,000	8,700

単位は円

収入が同じでも所得が上がります！

老年者控除の廃止

昭和15年1月2日以前に生まれた方で合計所得が125万以下の方は18年度住民税額が3分の2減額して課税されます。

ケース② 本人70歳(年金収入300万)、妻68歳(収入なし)

	平成17年度		平成18年度	
	所得税	住民税	所得税	住民税
公的年金収入①	3,000,000		3,000,000	
公的年金控除②	1,500,000		1,200,000	
雑所得③(①-②)	1,500,000		1,800,000	
社会保険料控除④	220,000		220,000	
配偶者控除⑤	380,000	330,000	380,000	330,000
老年者控除⑥	500,000	480,000	0	0
基礎控除⑦	380,000	330,000	380,000	330,000
所得控除合計⑧(④~⑦)	1,480,000	1,360,000	980,000	880,000
課税標準額⑨(③-⑧)	20,000	140,000	820,000	920,000
税額	1,600	9,900	65,600	46,500

単位は円

収入が同じでも所得が上がります！

老年者控除の廃止

定率減税が改正されま
す。(住民税は平成18
年度から、所得税は18
年分から)

● 税の申告について

今回の改正により、今まで申告が必要でなかった方でも確定申告や住民税の申告が必要になってきます。申告に必要な書類(年金の源泉徴収票など)は保管しておきましょう。

申告が必要かどうかわからない場合は、申告期間(来年2月16日~3月15日)に相談しにお越しください。

問い合わせ▶ 税務グループ 住民税チーム ☎ 0794(35)0358

公的年金を受けている方の税制改正

公的年金を受けている方に対しての税金制度が大きく変わりますので、お知らせします。

住民税は平成18年度、所得税は平成17年分から変更になります。
(ただし下記4 所得税は平成18年分からの変更になります)

1. 公的年金等控除の改正

65歳以上の方について、公的年金収入から所得を算出する際の計算式が以下のように改正されます。

<65歳以上の人の公的年金等に係る雑所得額の計算方法>

平成17年度まで(改正前)		平成18年度から(改正後)	
年金の収入金額(A)	雑所得の算出方法	年金の収入金額(A)	雑所得の算出方法
260万円以下	(A)-140万円	330万円以下	(A)-120万円
260万円超460万円以下	(A)×75%-75万円	330万円超410万円以下	(A)×75%-37万5千円
460万円超820万円以下	(A)×85%-121万円	410万円超770万円以下	(A)×85%-78万5千円
820万円超	(A)×95%-203万円	770万円超	(A)×95%-155万5千円

2. 老年者控除の廃止

65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の方に適用される老年者控除(住民税:48万円、所得税:50万円)が廃止されます。

3. 65歳以上の方に対する非課税措置の廃止(住民税のみ)

65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方への非課税措置が廃止されます。
※ただし、平成17年1月1日現在65歳に達している方(昭和15年1月2日以前生まれの方)については、経過措置として、平成18年度は住民税の額の3分の2を、平成19年度は3分の1を減額し、平成20年度から全額課税となります。

4. 定率減税の改正(全年齢の納税者が対象です)

下表のように定率減税が引き下げられます。

	改正前	改正後
住民税(所得割)	15% (上限4万円)	7.5% (上限2万円)
所得税	20% (上限25万円)	10% (上限12万5千円)

《カウンターを増やしました》



座って相談できるようになったんですね。

